

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成23年1月7日

石川県監査委員 中 村 勲
同 北 村 繁 盛
同 東 方 俊一郎
同 喜 田 羊支子

(別 紙)

石 公 委 第 8 4 号
平成22年12月16日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成22年11月30日付け石監査第490号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に、万全を期するよう厳重に注意してください。	羽咋警察署	署員の交通事故防止対策として、 <ul style="list-style-type: none">・ 毎日の朝礼及び招集時における署長訓育等により、同乗者による安全確認や安全運転呼称等、具体的な指示教養・ 副署長から当直勤務申告時に天候に配慮した運転の注意事項を当直員に指示・ 業務適正化検討グループによる交通事故防止対策の討議と結果を踏まえた交通事故防止意識の高揚・ 該当職員に対する、個別指導及び安全運転研修所での受講による安全運転意識の再認識・ 全署員のSDカード取得により安全運転意識を高揚 等を推進し、機会あるごとに交通事故の防止について指示、指導を行い、公私を問わず交通事故防止の徹底を期することとしています。

